

い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第366号

平成27年7月6日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院（特定病院）として、次のとおり認定します。

広島市長 松井一實

1 特定病院

病院名	広島第一病院
所在地	広島市東区戸坂南二丁目9番15号
特例措置を採る特定医師の数	2名

2 認定期間

平成27年7月6日から平成29年3月31日まで

広島市告示第367号

平成27年7月6日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定による応急入院指定病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井一實

1 応急入院指定病院

病院名	広島第一病院
所在地	広島市東区戸坂南二丁目9番15号
応急入院者等に対する診療応需態勢及び病床を確保する日	年間を通じて、毎日24時間

2 指定期間

平成27年7月6日から平成29年3月31日まで

広島市告示第368号

平成27年7月6日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり指定します。

広島市長 松井一實

1 特例措置を採ることができる精神科病院

病院名	広島第一病院
所在地	広島市東区戸坂南二丁目9番15号
特例措置を採る特定医師の数	2名

2 指定期間

平成27年7月6日から平成29年3月31日まで

広島市告示第369号

平成27年7月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ジュンテンドー庚午店
- (2) 所在地 広島市西区庚午中一丁目25番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ジュンテンドー  
代表取締役 飯塚 正  
島根県益田市下本郷町206番地5

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後8時00分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前7時00分	午後9時30分	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分～午後8時30分

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前6時30分～午後10時00分

4 変更年月日

平成27年7月1日

5 変更に関するもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,391平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の収容台数  
60台
- ② 駐輪場の収容台数  
17台
- ③ 荷さばき施設の面積  
13平方メートル
- ④ 廃棄物等の保管施設の容量  
5立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No	出入口の数	位置
1	3か所	出入口No.1：駐車場西側
		出入口No.2：駐車場南側
		出入口No.3：駐車場東側

- ② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成27年6月30日

7 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所市民部政調整課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年7月8日から同年11月9日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日は除く。）
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年11月9日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第370号  
平成27年6月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ジュンテンドー古市店
- (2) 所在地 広島市安佐南区大町東一丁目77番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社アクティオ  
代表取締役 小沼 光雄  
東京都中央区日本橋三丁目12番2号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後8時00分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前7時00分	午後9時30分	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No	駐車可能時間帯
1・2	午前8時30分～午後8時30分

(変更後)

駐車場No	駐車可能時間帯
1・2	午前6時30分～午後10時00分

4 変更年月日

平成27年7月1日

5 変更に関するもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	鳥根県益田市下本郷町206番地5

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,999平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の収容台数  
50台
- ② 駐輪場の収容台数

10台

③ 荷さばき施設の面積

42平方メートル

④ 廃棄物等の保管施設の容量

26立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
1	2か所	出入口No.1：駐車場No.1南東側
		出入口No.2：駐車場No.1北側

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成27年6月30日

7 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区市民部政調整課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年7月8日から同年11月9日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日は除く。）

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年11月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第371号

平成27年7月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ジュンテンドー沼田店

(2) 所在地 広島市安佐南区伴東七丁目5052番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ジュンテンドー

代表取締役 飯塚 正

島根県益田市下本郷町206番地5

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後8時00分	

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備考
午前7時00分	午後9時30分	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分～午後8時30分

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前6時30分～午後10時00分

4 変更年月日

平成27年7月1日

5 変更に関するもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
名称	代表者	
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,245平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の収容台数

60台

② 駐輪場の収容台数

20台

③ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

④ 廃棄物等の保管施設の容量

31立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No	出入口の数	位置
1	1か所	出入口No.1：駐車場北側

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成27年6月30日

7 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区市民部政調整課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年7月8日から同年11月9日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び同年8月6日は除く。）
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年11月9日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~

**広島市告示第372号**

平成27年7月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ジュンテンドー五日市店
- (2) 所在地 広島市佐伯区八幡東三丁目274番2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ジュンテンドー  
代表取締役 飯塚 正  
島根県益田市下本郷町206番地5

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 開店時刻    | 閉店時刻    | 備考 |
|---------|---------|----|
| 午前9時00分 | 午後8時00分 |    |

(変更後)

| 開店時刻    | 閉店時刻    | 備考 |
|---------|---------|----|
| 午前7時00分 | 午後9時30分 |    |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| 駐車場No | 駐車可能時間帯         |
|-------|-----------------|
| 1     | 午前8時30分～午後8時30分 |

(変更後)

| 駐車場No | 駐車可能時間帯          |
|-------|------------------|
| 1     | 午前6時30分～午後10時00分 |

4 変更年月日

平成27年7月1日

5 変更に関するもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業者        |            | 住所               |
|-------------|------------|------------------|
| 名称          | 代表者        |                  |
| 株式会社ジュンテンドー | 代表取締役 飯塚 正 | 島根県益田市下本郷町206番地5 |

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,907平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の収容台数  
50台
- ② 駐輪場の収容台数  
設置なし
- ③ 荷さばき施設の面積  
9平方メートル
- ④ 廃棄物等の保管施設の容量  
4立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場No | 出入口の数 | 位置             |
|-------|-------|----------------|
| 1     | 3か所   | 出入口No.1：駐車場北西側 |
|       |       | 出入口No.2：駐車場西側  |
|       |       | 出入口No.3：駐車場東側  |

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前0時から午後12時まで

- 6 届出年月日  
平成27年6月30日
- 7 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所市民部政調整課
- 8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
平成27年7月8日から同年11月9日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日は除く。）
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 平成27年11月9日
  - (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第373号

平成27年7月8日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法附則第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ジュンテンドー可部南店
  - (2) 所在地 広島市安佐北区可部南二丁目1360-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役 飯塚 正  
島根県益田市下本郷町206番地5
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 開店時刻    | 閉店時刻    | 備考 |
|---------|---------|----|
| 午前9時00分 | 午後8時00分 |    |

(変更後)

| 開店時刻    | 閉店時刻    | 備考 |
|---------|---------|----|
| 午前7時00分 | 午後9時30分 |    |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

| 駐車場No. | 駐車可能時間帯         |
|--------|-----------------|
| 1      | 午前8時30分～午後8時30分 |

(変更後)

| 駐車場No. | 駐車可能時間帯          |
|--------|------------------|
| 1      | 午前6時30分～午後10時00分 |

- 4 変更年月日  
平成27年7月1日
- 5 変更に関するもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業者        |               | 住所               |
|-------------|---------------|------------------|
| 名称          | 代表者           |                  |
| 株式会社ジュンテンドー | 代表取締役<br>飯塚 正 | 島根県益田市下本郷町206番地5 |

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,298平方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ① 駐車場の収容台数  
30台
  - ② 駐輪場の収容台数  
10台
  - ③ 荷さばき施設の面積  
20平方メートル
  - ④ 廃棄物等の保管施設の容量  
12立方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場No. | 出入口の数 | 位置            |
|--------|-------|---------------|
| 1      | 2か所   | 出入口No.1：駐車場西側 |
|        |       | 出入口No.2：駐車場東側 |

② 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 6 届出年月日  
平成27年6月30日
- 7 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部政調整課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年7月8日から同年11月9日まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び同年8月6日は除く。)

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年11月9日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第374号

平成27年7月9日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市中区吉島新町一丁目860番2

2 開発面積

2,478.26㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区観音新町四丁目8番4号

広島菱重興産株式会社

代表取締役 梶 泰起

4 検査済証交付年月日

平成27年7月9日



広島市告示第375号

平成27年7月13日

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条第1号に規定する街区方式による住居表示の実施のため、別図第1に示す町及び字の区域を別図第2に示すとおり変更することについて、同法第5条の2第1項の規定により公示します。

なお、公示した案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市議会議員及び市長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、平成27年8月12日までに、50人以

上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

広島市長 松井一實

